

第3次大阪府歯科口腔保健計画の概要（案）

参考資料2

【第3次計画の考え方】・章立ての構成については基本的に第2次計画を踏襲しつつ、具体的な取組みについてはライフステージ別での記載に加え、ライフコースの取組みも意識し、新たな指標を設定する。
・第2次計画で課題となった歯周病対策を重点とし、各ライフステージでの取組みを通じて、歯科健診への受診をはじめとする生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健の推進に取組む。

第1章 第3次計画の基本的事項

1 計画策定の経緯

歯と口の健康は、全身の健康を保持する上で基本的かつ重要な役割を担っており、府民が生涯を通じて豊かな生活を送るために、歯と口の健康を保持することがとても重要な役割を担っている。

そのため、歯科口腔保健の推進に関する目標を達成するために必要な施策の方向を示し、その解決を図るための取組みを総合的かつ計画的に推進する。

2 計画の位置づけ

・歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項に基づく都道府県計画
・大阪府健康増進計画、大阪府食育推進計画、大阪府医療計画、大阪府医療費適正化計画、大阪府高齢者計画など他計画との整合を図る

3 計画の期間

令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12年間

第2章 第2次計画の評価

評価概要 数値目標として設定している全13項目

区分	評価	項目数
A	目標値に達した	7
B	目標値に達していないものの、ベースライン値と比較して改善傾向にある	2
C	ベースライン値と同程度で、明確な改善傾向も悪化傾向もみられない	0
D	ベースライン値よりも悪化している	2
-	ベースラインの変更等により評価ができない	2

【成果】・むし歯の指標をはじめ、ほぼ目標は達成されている。

【課題】・歯周病の指標は悪化したため、定期的な歯科健診の受診強化が必要
・歯の本数指標が国調査の影響を受ける。府独自調査とするか検討必要

第3章 府民の歯と口の健康をめぐる現状と課題

1 乳幼児期

むし歯は減少傾向も、3歳児は全国と比べて低い状況。

2 少年期

むし歯は減少傾向で、全国と同程度。

3 青壯年期

むし歯は減少傾向も、歯周病治療が必要な府民は増加。若年層ほど定期的な歯科健診を受診する割合は低い。

4 中年期・高齢期

むし歯は減少傾向。
6024・8020達成者は横ばい、歯周病治療が必要な府民は増加、咀嚼良好者の割合は増加。

5 歯科受診をすることへ配慮が必要な人

定期的な歯科健診を実施する介護老人保健施設等は約5割、障がい児者入所施設は約7割と改善を認める。

第4章 基本的な考え方

第5章 取組みと目標

【基本理念】全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会（※健康づくり関連計画と協調）

【基本目標】歯と口の健康づくりによる健康寿命の延伸・健康格差の縮小、歯科口腔保健の推進のための社会環境の整備

【基本方針】(1) 歯科疾患の予防・早期発見、口の機能の維持向上

(2) ライフコースに沿った歯と口の健康づくりを支える社会環境整備

具体的取組み

1. 歯科疾患の予防・早期発見、口の機能の維持向上	府民の行動目標		主な数値目標
	具 体 的 取 組 み	府民の行動目標	
1. 歯科疾患の予防・早期発見、口の機能の維持向上	(1) 乳幼児期 ▼関係機関と連携し、子どもや保護者に対して、歯と口の健康づくり良好者の表彰等を通じた普及啓発 等	・歯科健診等を通して、子どもの歯と口の現状や、むし歯のリスクを把握します 等	●むし歯のない者の割合（3歳児）
	(2) 少年期 ▼好ましい歯科保健行動や習慣を児童・生徒が身につけることができるよう、歯科保健指導を担う学校保健専門職（学校歯科医等）と連携した、児童・生徒への働きかけ 等	・乳歯や永久歯がむし歯にならないよう、家庭や学校などを通じて、歯みがき習慣を身につけます 等	●むし歯のない者の割合（12歳）
	(3) 青年期・壮年期 ▼成人歯科健診（歯周病検診）受診の必要性や実施状況について、啓発資材を作成。また、地域の商工会議所、協会けんぽなどの医療保険者などと連携した啓発の充実 等	・市町村で実施している成人歯科健診（歯周病検診）などを活用し、定期的に歯科健診を受診します 等	●むし歯のない者の割合（16歳） ●過去1年に歯科健診を受診した者の割合
	(4) 中年期・高齢期 ▼咀嚼（そしゃく）や嚥下（えんげ）に着目した口の機能の維持・向上のために必要な意識について多職種との連携を通して普及啓発を行い、オーラルフレイル対策に取組む 等	・口の機能（食物を口に取り込み、かんで飲み込むこと、しっかり話せることなど）の維持・向上のために必要な知識を身につける 等	●咀嚼良好者の割合 ●20本以上の歯を有する者の割合（80歳以上）
	(5) 歯科受診をすることへ配慮の必要な人（要介護者、障がい児者） ▼要介護者、障がい児者や家族、介護にあたる施設職員に対し、歯と口の清掃及び定期的な歯科健診等について、施設への出前講座や実地研修の機会などを活用し、情報提供 等	・家庭や施設などにおいて、歯間部清掃用器具（デンタルフロス、歯間ブラシ等）を使った歯と口の清掃を行います 等	●要介護高齢者施設での定期的な歯科健診の実施 ●障がい者及び障がい児入所施設での定期的な歯科健診の実施
2. ライフコースに沿った歯と口の健康づくりを支える社会環境整備	（多様な主体との連携・協働） ▼若い世代が歯と口の健康にかかる意識づけや実践を行えるよう、歯と口の健康づくりをテーマに含めてセミナーを実施する大学に対して、就職セミナーなどの場を活用し、啓発資材の提供や講師の派遣 ▼「健康経営」に取り組む事業者に対し、歯と口の健康づくりの視点も含めるよう働きかける ▼公民連携の枠組みを活用し、府民の健康づくりに取り組む民間企業と連携し、府民や事業者に対する情報発信、健康イベントの開催などを通じて、歯と口の健康づくりにかかる普及啓発を推進 等	・若い世代や働く世代などがかかりつけ歯科医をもち、歯科疾患の予防、早期発見等に取組めるよう、事業者や医療保険者、関係団体、市町村など多様な主体の連携・協働した取組みを行います 等 ・ライフステージ毎の目標に準拠 等	●4本以上むし歯を有する者の割合 ●妊婦歯科健診を実施している市町村の増加 ●法令で定めた年齢以外に成人歯科健診を実施している市町村の増加

（推進体制） 府民の歯と口の健康づくり関係団体等で構成する「大阪府生涯歯科保健推進審議会」を活用し、関係機関が連携・協働して、オール大阪の体制により効果的な歯と口の健康づくり施策を推進